

# 環境課からののお知らせ

## ● 9月の例

各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。最新版は「平成30年作成」です。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が、ご家庭のカレンダーでいつなのか分かりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

| 日  | 月            | 火            | 水            | 木            | 金            | 土            |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1  | 2<br>(第1・月)  | 3<br>(第1・火)  | 4<br>(第1・水)  | 5<br>(第1・木)  | 6<br>(第1・金)  | 7<br>(第1・土)  |
| 8  | 9<br>(第2・月)  | 10<br>(第2・火) | 11<br>(第2・水) | 12<br>(第2・木) | 13<br>(第2・金) | 14<br>(第2・土) |
| 15 | 16<br>(第3・月) | 17<br>(第3・火) | 18<br>(第3・水) | 19<br>(第3・木) | 20<br>(第3・金) | 21<br>(第3・土) |
| 22 | 23<br>(第4・月) | 24<br>(第4・火) | 25<br>(第4・水) | 26<br>(第4・木) | 27<br>(第4・金) | 28<br>(第4・土) |
| 29 | 30           |              |              |              |              |              |

○自動車、徒歩で移動  
「健康」や「かっこいい」という観点から見直されています。渋滞の多い場所への移動には特に有効です。

○自動車の利用を工夫  
ふんわりアクセルやアイドリングストップ等のエコドライブを

一人が1km移動するときにCO<sub>2</sub>排出量は、マイカーでは145g、バスでは66g、鉄道では20g、自転車や徒歩では0gです（国土交通省調べ）。環境への負荷を考慮し、最適な移動手段を選択しましょう。

○公共交通機関の利用  
通勤、通学その他、旅行やちょっとした外出も電車やバスの利用を心掛けましょう。

市では生ごみ処理器具の購入者に補助金を交付しています。

○補助金（購入金額の2分の1以内）

- 電気式 上限3万円
- 好気式（コンポスター） 上限3千円
- 嫌気式 上限1千円

※領収書、保証書（電気式のみ）が必要です。

※補助金には限りがあります。申請方法など詳しくは環境課へ問い合わせください。

### 生ごみ処理器具補助金について

### 「移動」を「エコ」に

### 省エネのコツ

実践すると、燃料消費量を最大で4分の1削減できます。燃費がよくなり経済的です。急な加減速を減らすことは安全運転にもつながります。

まだまだ暑い日が続きます。熱中症対策のためにも、気温が高い日は、ためらわずエアコンを使用しましょう。使い方を工夫して節電に努めましょう。

・室内温度は28℃を目安に温度設定をしましょう。

・エアコンは起動時に一番多く電気を消費します。短い時間部屋を空けるときは、切らずに電源を入れたままにすると電力消費を抑える場合があります。

・冷房時は、ドア、窓の開閉は少なくし、レースのカーテンやすだれで日差しをカットしましょう。

・外出時はカーテンをしめると効果的です。日差しで部屋が暑くなるのを防ぎます。

・室外機のまわりは整理整頓。風通しをよくしましょう。

### ペットボトルはラベルをはがして出してください。

ラベルが付いたままごみステーションに出されているペットボトルが、まだ多い状況です。ペットボトルは中間処理のあと、再生



処理事業者へ引き渡されますが、異物混入や、キャップ・ラベルが付いていることが頻繁にあると、取引が停止されてしまいます。このため、中間処理場では、手作業でラベルをはがしており、作業量が大幅に増加してしまっています。

ラベルはシン目に沿ってはがす等、簡単にはがせるものとほとんどです。ペットボトルはラベルをはがして出していただくようお願いいたします。

※ラベルはキャップとともに容器包装プラスチックとして出してください。

※二面のり付けされていたり、容易にはがせないラベルは、はがさずに出してください。

◎ペットボトルの出し方

1. ラベルとキャップを外す
2. 中を軽く水洗い
3. 軽くつぶす
4. 資源物専用指定袋へ

■問い合わせ／環境課 ☎ 880-6557

## プレミアム付商品券の購入引換券の申請は9月2日(月)受付開始です



本年10月に予定されている消費税率・地方消費税率の引上げに伴う、所得の少ない世帯・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、南国市内における消費を喚起・下支えするため、南国市プレミアム付商品券を販売します。

商品券の購入には市が発行する購入引換券が必要になります。

### ○購入対象者

・2019年度の住民税（市・県民税）が課税されていない方。  
（ただし、課税されている方に扶養されている方、生活保護の受給者などは除きます）

※対象になるとと思われる方には、8月中旬以降順次、購入引換券の申請書類をお送りしています。  
詳しくは、お送りした案内をご覧ください。

・2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主の方  
※子育て世帯の方は今回の申請は不要です。9月下旬以降、順次引換券をお送りします。

【住民税が課税されない所得水準の目安】※南国市（生活保護基準の3級地）における非課税限度額

### ● 給与所得者

| 区分<br>(扶養親族等の数) | 非課税限度額<br>(給与収入ベース) |
|-----------------|---------------------|
| 単身              | 93万円                |
| 夫婦(1人)          | 137.8万円             |
| 夫婦子1人(2人)       | 168.3万円             |
| 夫婦子2人(3人)       | 209.9万円             |

### ● 公的年金等受給者

| 区分<br>(扶養親族等の数) | 非課税限度額<br>(給与収入ベース) |
|-----------------|---------------------|
| 単身              | 65歳以上 148万円         |
|                 | 65歳未満 98万円          |
| 夫婦(1人)          | 65歳以上 192.8万円       |
|                 | 65歳未満 147万円         |

申請方法（非課税の対象者の方には申請書類が送付されます）

○申請先：南国市商工観光課（南国市役所内）「プレミアム付商品券」窓口

○申請期間：令和元年9月2日（月）～令和元年12月27日（金）（郵送の場合当日消印有効）  
審査後、順次購入引換券を送付します。

### 商品券の購入

・販売店に購入引換券と本人確認書類を持参し、商品券を購入してください。  
・販売期間は令和元年10月1日（火）～令和2年2月末（予定）です。  
・販売店・販売時間等の詳細は引換券と同封の一覧表でご確認ください。

### 商品券の使用

・市内の加盟店にて使用いただけます。  
・使用期間は令和元年10月1日（火）～令和2年3月末（予定）です。  
・加盟店一覧は販売店で配布するほか、市ホームページ等でも公開予定です。

【問い合わせ】商工観光課 専用ダイヤル☎880-6583 HP <http://www.city.nankoku.lg.jp>